

令和5年第7回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和5年7月25日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員

教育長	伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者）	小谷野守男
教育委員	櫻井 由子
教育委員	猪瀬 哲哉
教育委員	石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者

教育部長	井橋 貞夫
教育参事	伊藤 誠
教育次長兼教育総務課長	森川 和典
学務課長	直井 徹
指導課長	丸山 信彦
指導課長（教育総合支援センター担当）	笠井 博貴
生涯学習課長	塚本 豊康
子ども青少年課長	長塚 逸人
スポーツ振興課長	豊島 寿
文化芸術課長	飯山貴与子
ふじしろ図書館副参事	蛸原 雅己
保健給食課課長補佐	横島 信吾
6. 書 記

教育総務課 課長補佐	蛸原 康友
教育総務課 総務法規係 係長	中村 翔
7. 議 題

議案第35号	令和6年度使用教科用図書（小学校ならびに小中学校特別支援学級用）採択について（非公開）
議案第36号	取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第37号	取手市教育支援委員会条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第38号	取手市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について
報告第19号	取手市学校運営協議会委員の任命について
報告第20号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第6号）所管事項の同意について

- 報告 1 8 取手市訪問型家庭教育支援協議会委員及び取手市訪問型家庭教育支援チーム員の委嘱及び任命について
- 報告 1 9 取手市放課後子どもクラブ学習アドバイザーの委嘱について
- 報告 2 0 令和 5 年度取手市奨学生の決定について
- 報告 2 1 寄附の受け入れについて
- 報告 2 2 第 1 回取手市部活動地域移行推進協議会の報告について
- 報告 2 3 いじめ防止策の取組状況に関する報告について

8. その他

- (1) 8月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前 9 時 30 分開会

○教育長（伊藤 哲）

ただいまの出席者は 5 名で定足数に達しております。令和 5 年第 7 回取手市教育委員会定例会は、成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは教育長報告をさせていただきます。項目多いんですが、8 点になります。まず第 1 点目、小規模特認校、山王小学校での学校説明会・オープンキャンパスとイングリッシュアドベンチャーの開催についてということです。まず、学校説明会・オープンキャンパスなんですが、7 月 15 日（土曜日）、中村市長にもおいでいただきまして、学校説明会・オープンキャンパスを開催いたしました。学校の特色ある教育活動に興味を持たれて、入学・転学を検討されている 29 家庭、80 人が参加していただきました。内容としましては、英語のスペシャリストティーチャーによるオールイングリッシュでの ICT を活用した授業、また山王出身の俳人の高野素十さんがいらっしゃるんですが、その俳句を公民館とのコラボということで、地域の方に教えていただくということで児童がかな書道で表現する授業など、児童が主体的な学習の場面が多く見られました。また、学校の説明会におきましては、特色ある教育活動、もしくはその募集要項等の申請手続等について説明をしたところでございます。

(2) イングリッシュアドベンチャー、こちらについては 7 月 21 日（金曜日）に行われました。山王小学校の児童 61 人と市内の児童 16 人が参加いたしました。ブース周りをグループに分けて回るということで、今回のテーマは職業体験ということでございました。ALT が 17 人、それぞれ 7 つの場面に分担しまして、児童は 6 グループに分かれて、それぞれ職業体験ということで行ったところでございます。

2 番目、6 月 2 日から 6 月 3 日にかけて大雨で被災されました世帯に対する放課後子どもクラブの利用料の減額についてということで、こちらにつきましては、対象は、罹災証明で床上浸水に相当する半壊以上の認定を受けた世帯ということで、

5割の減額ということで6月から11月の利用分までの6か月分ということになります。7月7日に、郵送で案内を行ったところでございます。

続いて3番目、放課後子どもクラブ支援員の研修についてということで、こちらにつきましては直営ということで、子どもクラブの研修ということで行いました。まず、7月4日につきましては、藤代庁舎で開催したものでございますけれども、教育総合支援センターの職員によりまして、いじめについての研修を行ったところでございます。また、6日の日には、民間委託業者に交流研修会ということで福祉会館のほうで行ったところでございます。こちらについて発達障害の課題がある児童とのかかわりについての基礎知識、対応について行ったところでございます。

4点目、社会教育委員会議についてということで、6月28日（水曜日）に行いました。前の年度と当年度の事業報告、あとはその質疑応答を行ったわけですが、今年度の新たな取組ということでワークショップを行いました。社会教育委員に求められる役割についてということ、また今後の社会教育で必要とされるものの2つのテーマに分けてワークショップを行って、2グループに分けて行いました。その中では、社会教育委員同士の話し合える環境をつくることとか、それぞれの活動で情報を共有することとか、VIVAの活用など多くの意見が出されたところでございます。こちらの意見につきましては、今後の行政等に取り組んでまいりたいと考えてございます。

5番目です。訪問型家庭教育支援協議会ということで、6月30日（金曜日）に行われました。こちらについては、今年度の事業については、8月末から年明けの3月までということで、市内の7校を対象に行って、小学校1年生の支援チーム6人による家庭訪問を行うということで予定してございます。

続いて、6点目になります。第2回の学校運営協議会委員の研修会ということで、7月3日午前10時から、井野公民館のほうで行いました。研修の内容としては、模擬熟議ということで「デザインしてみよう、地域と学校がともに築く未来」ということで、コミュニティ・スクール・マイスターの安齋先生においでいただきまして模擬熟議を行ったところでございます。今後の予定としまして、10月30日にまた第3回の研修会を実施するところでございます。こちらについては、学校評価の研修になります。

7番目です。新規設置校の第1回・第2回の学校運営協議会ということで、まず市全体の研修会とあわせて、各学校で運営協議会を立ち上げていただきまして、そこに記載のとおり、取手西小学校、取手二中、白山小学校、藤代小学校でそれぞれ行われました。また、今週は寺原小学校でも行う予定になってございます。

続いて8点目、「取手と芋銭 その後」の開催ということで、こちらについては美術展覧会「取手と芋銭 その後」が6月30日から7月5日まで、取手アートギャラリーのほうで開催されました。取手に非常に縁のある小川芋銭や、その影響を受けた作家、俳句もそうなんですけど、その方の展示でございました。573人の来場があって、その日は7月2日にセレモニーが行われたわけですが、小林巢居人作の「臨画和鐘馗図」の受贈式が行われました。また、美術評論家の清水康友さんによるギャラリートーク、作品解説が行われたところでございます。

私からの報告は以上でございます。

委員の皆様にお知らせをいたします。この後議題となります議案第35号につきましては、教科用図書の選定終了まで公開しないことになってございます、茨城県第

9 採択地区の教科用図書選定協議会の議事内容に触れる議案となります。したがって、議事を非公開とすることを発議したいと考えます。

お諮りいたします。議案第 35 号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 35 号の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長（伊藤 哲）

傍聴の方が退席されましたので会議を再開いたします。

議案第 35 号、令和 6 年度使用教科用図書（小学校ならびに小中学校特別支援学級用）採択についてを議題といたします。

本件についての説明を丸山指導課長お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 35 号は原案のとおり決定いたしました。

非公開とした件の議事が終了いたしましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは、会議を再開いたします。

議案第 36 号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を長塚子ども青少年課長お願いいたします。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

子ども青少年課、長塚です。それでは、議案第 36 号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、御説明させていただきます。

提案理由といたしましては、放課後子どもクラブに配置する学習アドバイザーの名称及び業務内容につきまして、県の放課後子供教室推進事業実施要項に即した内容にするほか、所要の整備を行うため、本規則の一部を改正するものであります。

次のページを御覧ください。改正内容につきましては、2 点ございます。まず 1 点目の改正点ですが、表の改正後の欄を御覧ください。第 8 条第 3 項の活動内容を「コーディネーターの企画したプログラム実施のサポート業務を行うものとする。」と改正するものでございます。さらに名称が「放課後子どもクラブ学習アドバイザー」から「協働活動サポーター」に変わるものです。

次のページを御覧ください。2 点目の改正点ですが、様式第 3 号、放課後子どもクラブ入所不承認通知の教示文につきまして、上から 2 行目の不服がある場合の審査請求先が「取手市長」とあるところを「取手市教育委員会」に改正するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。すいません、今の御説明で「学習アドバイザー」がなぜ「協働活動サポーター」に名前変わったのかが、まだ十分理解できていないので、その趣旨をもう1回教えていただければと思います。

○教育長（伊藤 哲）

長塚課長。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

こちらにつきましては、以前から新放課後子ども総合プランに沿った内容として、茨城県の放課後子供教室推進事業実施要項というものがございまして、そちらのほうの名称が「学習アドバイザー」から「協働活動サポーター」に名称が変更され、業務内容につきましても変更されていたというところで、そちらに即した内容とするために改正を行ったものでございます。ただし、現在の学習アドバイザーの活動内容につきましては、改正後の協働活動サポーターと同様の活動内容となっております。

○教育委員（石隈利紀）

元々のところが名前を変えた理由とか分かりますか。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

お答えいたします。これまで取手市放課後子供教室の学習アドバイザーという名称を使っていたことにつきましては、それ以前の放課後子ども総合プランで使用していた名称を継承していたものなんですけれども、今回、新放課後子ども総合プランに即した内容に改正するために、名称及び活動内容を変更したものでございます。

○教育委員（石隈利紀）

分かりました。印象としては、協働活動というふうに変えることで、学習だけじゃなくて生活一般ですよという意味と、アドバイザーというよりはサポーターで、そのプログラム実施のお手伝いですよということを明確にしたのかなと思うんですけど、協働ということが今の教育ですごく大事なところで、いろいろな人が一緒にやろうということでもいいんですけど、基本的に子どもクラブって一緒に活動するというのが趣旨であれば協働なんですけど、1人で時間を過ごすというのも尊重しているのだったら、協働は言い過ぎのところがある。ちょっとその辺が気になったので、確認した次第です。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

お答えいたします。子どもクラブにおける子供教室への参加というのは、あくまでも任意ということで児童の意思というものを尊重して活動しております。出席を強要するようなことはございません。

○教育委員（石隈利紀）

分かりました。

○教育長（伊藤 哲）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。今の御説明ですと「学習アドバイザー」という名称が「協働活動サポーター」という名称になるというお話でしたが、この後出てくる報告 19 で、取手市放課後子どもクラブ学習アドバイザーの委嘱についてということで報告されるんですけど、こちらもそうすると学習アドバイザーの委嘱ではなく、協働活動サポーターの委嘱という形になるのでしょうか。また、そちらの報告 19 に添付の参考資料の中に「学習アドバイザーは、コーディネーターの企画した学習内容に基づき、入所児童の学習指導に努めるものとする。」とあるんですけど、こういった業務内容も変更されるということでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

長塚課長。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

お答えいたします。まず 1 点目の報告 19 の件なんですけど、こちら学習アドバイザーの委嘱につきましては、本日提出いたしました議案第 36 号よりも前の日付、7 月 1 日現在で委嘱しておりますので、名称は「学習アドバイザー」で報告をさせていただきます。議案第 36 号のほうは御承認いただきますと、今後「協働活動サポーター」に名称変更して、改めさせていただくところでございます。

それから、茨城県の放課後子供教室推進事業実施要項の中で、協働活動サポーターの役割、これまでの学習アドバイザーの役割が協働活動サポーター、それから学習支援員というものに分かれておまして、今回の変更点については学習アドバイザーが協働活動支援員のほうに該当する内容となっていることから、改正を行うものでございます。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。確認ですけど、報告 19 の第 8 条第 3 項「学習アドバイザーは、コーディネーターの企画した学習内容に基づき、入所児童の学習指導に努めるものとする。」というのが変わるということで、よろしかったでしょうか。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

お答えいたします。これまでも学習アドバイザーは、コーディネーターが企画した授業プログラム、そういったものを子ども教室において実施する際のサポートを行ってきました。そういったところが協働活動サポーターになってからも業務内容として変わるものではないので、これからは児童が興味を引くような楽しい学習内容というものをサポートしていくということで、改正を行うものでございます。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

これより議案第 36 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 36 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第 37 号、取手市教育支援委員会条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を丸山指導課長お願いいたします。

○指導課長（丸山信彦）

よろしくお願いいたします。議案第 37 号、取手市教育支援委員会条例施行規則の一部を改正する規則について。提案理由につきましては、取手市教育支援委員会委員に、県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを委嘱するため、取手市教育支援委員会条例施行規則の一部を別紙のとおり改正するものです。

本委員会の構成メンバーについて、1 ページ、中央の右の改正前というものを御覧ください。改正前には、このように（1）から（4）まで医師 4 人、学校関係者 9 人、児童施設関係者 1 人、学識経験を有する者 2 人というように定めておりました。今回、2 ページ目に通知がありますが、令和 5 年 6 月 27 日付けで茨城県教育庁学校教育部特別支援教育課長より、教育支援委員会の委員に県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等を加えることとの通知を受け、本規則第 2 条、委員会の構成について次のように改正するものです。改正後の左側を御覧ください。第 2 条、委員会は次に掲げる者から教育委員会で委嘱し、又は任命する。（1）医師、（2）学校関係者、（3）児童施設関係職員、（4）学識経験を有する者ということです。なお、県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターは（4）の学識経験を有する者に当たります。このように、条文の内容の変更、人数の規定を削除いたしますので提案いたします。

以上、御検討いただきますようお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。特別支援教育コーディネーターの方ですが、これは県立の特別支援学校にお 1 人ずつ配属されているものなんでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

お答えいたします。どの県立特別支援学校にも、特別支援教育コーディネーターという形で、配属というよりも校務分掌として位置づけられているというような形でいます。また、公立の小中学校にも必ず特別支援教育コーディネーターというのを位置づけているところです。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。でしたら、今御説明いただいた特別支援教育コーディネーターの方が委員会のほうに入るということは、取手市で言えば、例えば伊奈特別支援学校のほうから来ていただくという形よりも、各学校の小中学校に在籍して

いる先生の中から特別支援教育コーディネーターの役職についている方が入るとい
う形でよろしいでしょうか。

○指導課長（丸山信彦）

お答えいたします。県立特別支援学校ですので、県立の伊奈特別支援学校の教育
コーディネーターの方が、こちら取手まで来ていただいて委員になるということ
です。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたしま
す。

これより議案第 37 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 37 号は、原案のとおり決することに御異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第 38 号、取手市教育支援委員会委員の委嘱及び任命についてを議題と
いたします。

本件についての説明を丸山指導課長お願いいたします。

○指導課長（丸山信彦）

よろしく申し上げます。議案第 38 号、取手市教育支援委員会委員の委嘱及び任命
について。提案理由については、取手市教育支援委員会条例に基づき、令和 5 年
度・令和 6 年度の委員を委嘱又は任命するものです。

今回は、昨年度で 2 年間の委嘱期間が終了し、今年度と来年度新たに 2 年間の委
嘱をする委員を承認いただきたいと思います。委員については、資料の 2 ペ
ージ目に記載されております。16 名中、継続の方が 10 名、新規の方が 6 名となつて
おります。先ほど、議案第 37 号で承認いただいた方が、5 番の学識経験者、伊奈特
別支援学校地域支援センター長。地域支援センター長という名前になっております
が、この方が特別支援教育コーディネーターという形で位置づけられております。
その方も入れた 16 名になります。どなたも、幼児、児童及び生徒の発達や支援につ
いて、知識と経験を持ち合わせた方でございます。

以上、提案いたします。御検討いただきますようお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたしま

す。

これより議案第 38 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 38 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 38 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて報告第 19 号、取手市学校運営協議会委員の任命についてを議題といたします。

本件についての説明を塚本生涯学習課長お願いいたします。

○生涯学習課長（塚本豊康）

生涯学習課、塚本です。報告第 19 号、取手市学校運営協議会委員の任命について、御説明させていただきます。

本件は、取手市学校運営協議会規則第 4 条に基づき、取手市学校運営協議会委員として別紙の 3 校、4 名の方を新たに令和 5 年 7 月 1 日付で任命いたしましたので、御報告するものです。

1 ページに名簿を添付してございます。取手二中、羽富元 PTA 会長。白山小、取手アートプロジェクトの五十殿氏。寺原小、森田 PTA 会長、小林寺原公民館長の 4 名です。委員の任期ですが、令和 5 年 7 月 1 日から年度末の令和 6 年 3 月 31 日までとなっております。次ページには、委員の概要を添付させていただいております。委員は、学校長から推薦いただき、任命いたします。報酬につきましては、年額 1 万 2,000 円となっておりますが、今回任命する委員は 7 月からの任命のため 9,000 円となります。

先ほど、教育長報告で報告くださいました、各学校の学校運営協議会につきましては、明日、寺原小の学校運営協議会の開催をもちまして、全ての 7 校で学校運営協議会がスタートした形になります。以上で御報告を終わらせていただきます。

○教育長（伊藤 哲）

説明が終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、報告第 19 号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第 19 号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第 19 号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第 20 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 6 号）所管事項の同意についてを議題といたします。

本件についての説明を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

教育総務課、森川です。よろしくお願いいたします。令和5年度取手市一般会計補正予算（第6号）所管事項の同意について、御説明をいたします。

資料のほうは報告第20号の22ページをお願いいたします。補正予算の概要になります。令和5年6月2日から3日にかけて発生しました集中豪雨により、市内においては甚大な被害が発生をいたしました。市では、この災害に対応するため、応急処理経費や、災害救助費の補正予算措置が必要となり、6月30日付けで市長が専決処分を行いました。補正予算の総額は7億8,896万7,000円の増額となりました。このうち、教育委員会に係る予算について御説明をいたします。

資料は、次ページの23ページをお願いいたします。中段下、四角囲みの4）その他の被災者支援・災害復旧経費等の2項目めの2行目、藤代南中学校外周法面の復旧工事581万9,000円です。藤代南中学校の隣接道路並びに学校グラウンドが冠水しました影響により、学校敷地西側、北浦川緑地に面した敷地フェンスの損壊を復旧するための工事費です。具体的には、水没により敷地法面の表面覆土があらわれ、フェンスの基礎が露出、フェンスが傾くなどの被害がございました。工事は、フェンスの復旧と、今後、表面覆土が流れないように土留めを設置いたします。工事のほうは先週から着手をいたしまして、8月上旬には完了する予定でございます。本補正につきましては、この1項目のみです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

御説明ありがとうございました。大雨の影響で本当に心配されまして、子どもたちへの影響も出たというようなことで、特に双葉地区は大変な思いだったと思うんですね。そういった中で、藤代南中学校の外壁関係の傾きが非常に大変だということなところで、すぐに対応していただきましてありがとうございました。そういう点では、こういうふうに対応が早いというのは、とても学校にとってもありがたいことですし、子どもたちの安全等についても非常によかったんじゃないかなと思います。今後とも十分に、この間の学校訪問等の関係でも、いろいろなところに不具合がそろそろ見え始めたぞというようなことも出ましたのでね、そういった点も含めて今後もよろしく願いしたいなと、そんな思いでいっぱいです。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

森川次長。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

ありがとうございました。学校訪問のほうでも、学校の教頭先生、校長先生のほうからいろいろと学校施設についての御意見、それから御要望等をちょうだいしておりますので、できる限り早急に可能な限り対応してまいりたいと考えております。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それで質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第 20 号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第 20 号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第 20 号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告 18、取手市訪問型家庭教育支援協議会委員及び取手市訪問型教育支援チーム員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

本件についての報告を塚本生涯学習課長お願いいたします。

○生涯学習課長（塚本豊康）

次に報告 18、取手市訪問型家庭教育支援協議会委員及び取手市訪問型家庭教育支援チーム員の委嘱及び任命について、御説明させていただきます。

本事業は、今年で 6 年目を迎えます。事業の目的は、家庭教育支援チーム員が家庭訪問を実施することで、保護者への支援を通じて、子どもの育ちを支えることにより、地域における家庭教育の充実を図るものになります。6 月 30 日に、第 1 回目の協議会を開催いたしまして、市要綱に基づき、訪問型家庭教育支援協議会委員と、訪問型家庭教育支援チーム員の委嘱及び任命を行いましたことを御報告いたします。

委員の任期は、該当職にある期間となっておりますので、異動等で職をやめるまでが任命・委嘱の期間となっております。新任の委員につきましては、1 ページの表の右欄のほうに「新任」と記載しております。あわせて、2 ページの元市立小中学校長 6 名に対し、市訪問型家庭教育支援チーム員の委嘱をさせていただきました。こちらの任期は、令和 5 年 6 月 30 日から令和 6 年 3 月 31 日までとなっております。

今後は、協議会の事業の承認がなされましたので、順次、支援チーム員が活動を行う予定となっております。今年度の事業内容は、市校長会推薦校の 1 年生の全家庭に個別家庭訪問を実施いたします。今年度の事業対象校は、取手小学校、白山小学校、取手東小学校、藤代小学校、六郷小学校、桜が丘小学校、久賀小学校の 7 校となっております。保護者に 15 分程度、家庭訪問を実施いたします。必要に応じて、後日、日を設けて対面、Zoom、電話等で追加の相談を受け付けてまいります。加えて、市内への転入生に対しても、この希望調査を行いまして、事業を実施してまいりたいと考えてございます。以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。訪問型家庭教育支援員については、チーム員の6名の元校長先生方が熱心に御対応してくださっているものと承っております。定例会最初の教育長報告のほうからもありましたが、県の生涯学習課の方をお招きした協議会、県の方から県内の実施状況等がお話しされたというようなことでしたが、取手市では本当にこの6名の先生方が熱心に御活動いただけてますが、県内のほかの市町村はどんな感じなんでしょう。

○教育長（伊藤 哲）

塚本課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

チーム員のメンバーに民生委員が入っていらっしゃったりとか、あと、当市はベルト型と申しまして、小学1年生の対象校の全ての児童を回るんですが、そうではなくて、例えば福祉部門と連携し、不登校ですとか、あと家庭に問題のあるところについて回っている市町村、また、小学1年生に上がるときに集団検診があるんですけども、そこの段階で全員に面談をするとか、やり方は結構いろいろな形をとってございます。あとは、それを支える体制のほうも、福祉部門で実施する市町村もあったりとか、あと教育委員会で担っている市町村とか、主体によって実施方法が違うという話を伺っております。県のほうからは、取手市も結構しっかりやっているねという褒めの言葉もいただいています。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。こちら、当初は県のほうからこういう事業をやってくださいという形で下りてきた事業だと思うんですけど、それで取手市はこの形で行っている。ほかはどうなってるのかなと思いましたので、ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。取手市は、その地区の対象全てを訪問するということと、転入生がある場合にも訪問するということで、とても充実していると思います。特に転入生の場合は、学校のほうもそうなんですが、やはり子どもたちにとって非常に変化が大きくて、御家庭の事情で転入される方がほとんどなので、一見元気に見える子どもも、転入して半年ぐらいは定期的に面談があるといいですねと先生方と話しているところです。

それから、もう1つ意見としては、前にも申し上げたかもしれないですけど、元校長先生が丁寧にやっていたらということでも非常に心強いんですけど、この3ページにある5条に「チーム員は…」というところで、(2) 民生委員児童委員というのがありますので、こういうチームは多様なほうがいいので、民生委員児童委員の方も積極的に委嘱されるといいかなというふうに思います。これは意見です。

○教育長（伊藤 哲）

塚本課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

御意見ありがとうございます。訪問型家庭教育支援チーム員のほうは、民生委員のほうのメンバーも以前検討した経緯がございます。その中で、事業内容として市

のほうで今実施している内容というのが、家庭教育の情報をつなぐ、情報を提供するという事業がメインになっていて、民生委員さんのほうですと、そこで相談に乗って解決まで、福祉部門でそういうのをやるとそういった機能も増強できるんですけども、教育委員会のほうでこの事業を実施しているので、同じ事業を市の複数の部局で同じようにやるのはどうなのかなという議論がございました。なので、市のほうでは情報提供事業をメインにという形で今進めてしまっているの、その辺ちょっとまた今後、民生委員の部署とも協議して、メンバーの選任について考慮してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 18 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 18 の議事を終わります。

続いて報告 19、取手市放課後子どもクラブ学習アドバイザーの委嘱についてを議題といたします。

本件についての報告を長塚子ども青少年課長お願いいたします。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

それでは報告 19、取手市放課後子どもクラブ学習アドバイザーの委嘱について、御説明させていただきます。

次ページを御覧ください。令和 5 年 7 月 1 日付けで、新たに取手市放課後子どもクラブ学習アドバイザー 1 名を委嘱しましたので、御報告いたします。委嘱期間は、令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとなります。さらに次のページを御覧ください。報告 19 参考資料のほうなんですけれども、学習アドバイザーの身分は有償ボランティアであり、主な業務につきましては、コーディネーターが企画した放課後子供教室の実施におけるサポート業務を行うものとなっております。なお、取手市放課後子どもクラブ学習アドバイザーは、今回の委嘱により市が直営しているクラブでの教室に関わるアドバイザーは 2 名となりました。説明は以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 19 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 19 の議事を終わります。

続いて報告 20、令和 5 年度取手市奨学生の決定についてを議題といたします。

本件についての報告を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

よろしくお願いいたします。それでは、令和 5 年度取手市奨学生の決定について御説明をいたします。先月 6 月 26 日に開催をされました、取手市奨学生審査会にお

きまして、新たな奨学生を決定いたしましたので御報告をいたします。

資料のほうは次ページをお願いいたします。今年度は、私立大学に通う3名の方から申請がございまして、審査の結果、当該3名の学生が新たに採択となりました。なお、貸付け額は、私立ですと月額4万円となります。

次ページの参考資料をお願いいたします。近年の申請採択状況、貸付け状況についての推移をお示ししたものです。御覧のとおり、ここ数年は申請・採択とも1名ないし3名の間で推移しておりまして、貸付け状況は、新規の方を合わせ今年度は7名ということになります。

簡単ですが、説明は以上です。よろしく申し上げます。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

今は経済的に厳しい学生さんが多いので、とてもありがたい制度だと思います。それで、国のほうとかだったら、それぞれ大学とか大学院で成績上位の者は返還を免除するとか、半額免除するとかあるんですけど、この取手市の場合にはそういう制度がありますでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

森川次長。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

お答えします。現在、取手市のほうでは、そういった、いわゆる給付型というような形のものはありません。ただ、取手市の場合は、無利子で一応融資をさせていただいておりますので、そのような形で今、運用を図っているところでございます。

○教育委員（石隈利紀）

感想ですけど、将来、取手市に就職した者は減額するとか、何か考えられたらいいかなと思って、感想です。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告20の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告20の議事を終わります。

続いて報告21、寄附の受け入れについてを議題といたします。

本件についての報告を飯山文化芸術課長お願いいたします。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

文化芸術課、飯山です。報告21、寄附の受け入れについて報告いたします。

2件の美術作品の寄附をいただきました。1作品ずつ御報告します。

3ページの参考資料を御覧ください。1作品目、寄附者、宇津井志穂様。寄附の内訳、「Flowers and dreams」。寄附者の宇津井志穂作、写真作品（四切）です。額装込、制作20作のうちの第1号をいただきました。寄附の経緯といたしましては、

寄附者が新モンゴル学園芸術親善大使に任命され、本年5月に開催された国際芸術シンポジウム in ウランバートルにて、当作品のポスターがモンゴル国際美術館に収蔵されました。その旨を市長へ報告するため来庁した折に、同作の四切版を額装して寄贈されたものです。寄附者は、取手美術作家展に加盟する市内在住の写真家であり、別紙参考資料、取手市美術作品の寄附に係る事務取扱要綱の寄附の条件に合致することから、受け入れを決めました。受領日は令和5年6月22日です。

続きまして、4ページを御覧ください。2作品目、寄附者は、小林志津江様。寄附の内訳は、「臨画和鐘馗図」小林巢居人作、紙本墨画淡彩、軸装、小林恒岳箱書です。寄附の経緯といたしましては、寄附者より「取手市民の文化事業『取手と芋銭』の冊子の刊行及び催事の成功を祝し、寄贈させていただきます。また、美術評論家、清水康友氏の推薦もありました。」「鐘馗は勝機に通じ、又学業成就の神でもある。市の繁栄を念じて」として作品の寄贈の申し出がありました。本作品は、小川芋銭作「和鐘馗図」を、小川芋銭を人生の師と敬う小林巢居人が臨画したものとみられ、巢居人子息の小林恒岳が箱に「和鐘馗父巢居臨」と題を付しています。これらは、小川芋銭と取手市民へ日本画の普及に貢献した小林巢居人・恒岳のつながりを示す大変貴重な作品であり、別紙参考資料、取手市美術作品の寄附に係る事務取扱要綱の寄附の条件に合致することから、受け入れを決めました。受領日は令和5年7月2日です。また、寄附に当たり、褒章表彰などは辞退する旨の表明がお二方からありましたことを申し添えます。以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

以上で報告21の議事を終わります。

続いて報告22、第1回取手市部活動地域移行推進協議会の報告についてを議題といたします。

本件についての報告を豊島スポーツ振興課長お願いいたします。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

報告22、第1回取手市部活動地域移行推進協議会について、御報告申し上げます。

去る6月16日、藤代スポーツセンターにおいて第1回協議会を開催いたしました。出席者は、委員13名のうち11名の参加、その他事務局など6名が出席をいたしました。会議では、委員長、副委員長の選出を行い、委員長に八重樫 通氏、副委員長には豊島 大氏が選出をされました。

議事では、まず初めに（1）といたしまして、地域移行事業の概要について、その趣旨、また国・県の示す地域クラブの設立に向けた環境整備や地域移行の手順などについて、事務局から説明を行いました。

次に（2）といたしまして、取手市の部活動の現状について、事務局から説明を行いました。資料の10ページを御覧いただきたいと思います。今年度の市内の公立

中学校の現在の部員数をまとめたものとなっております。同じ種目であっても、学校や、あるいは学年においても人数変動の大きなところがございます。考えられる理由としましては、クラブチームへ参加するか、あるいは部活へ参加するかといったことや、友達との関係性なども影響しているものかと思われまます。

また、全体的な部活動への過去4年間の参加率の変化につきまして、第1回の協議会の中で話が出ましたので、当日の資料には含まれておりませんでした。今日、その資料の結果をグラフ化したしまして、ページ10の1からページ10の3ということで、追加をさせていただきましたので、御覧いただきたいと思ひます。全体的に状況を見ますと、少しずつ部活動の加入率が下がっている中で、特に運動部への参加率の減少が目立ち、一方で文化部への加入は少しずつ増えている傾向がございます。この状況については、取手市に限ったことではなく、全国的な傾向となっているようでございます。

次に、議事の(3)取手市の事業計画についてですが、本日の資料11ページから、資料に沿って御説明をさせていただきました。資料11ページの、令和5年度取手市地域クラブ活動運営方針(案)につきましては、今年度の活動の基本的な考えをまとめたもので、1、育てたい生徒の姿。2、活動日及び時間について。3、クラブ会員及び指導者。4、クラブ会計について。5、保険の加入について。6、連絡体制。7、その他と、それぞれの方針について示させていただきました。そして、12ページでは、活動の運営体制としてお示ししてございますが、当面の間、取手市教育委員会が母体となり、学校や推進協議会と連携しながら、取手市の地域クラブの運営を行っていくこととしております。13ページでは、連絡体制につきまして、通常時と事故発生時、それぞれに流れを明確化し、対応をしていくこととしております。

資料の14ページから17ページまでは、今回のモデル校であります、藤代中と藤代南中の野球部と剣道部の参加案内と申込書となっております。既に、こちらについては、学校のほうに配付済みでありまして、現部員の生徒さんは全員加入をいただいている状況でございます。

続きまして資料18ページ、19ページにつきましては、前回、定例会で御説明を申し上げましたので、今日は説明を省略させていただきたいと思ひます。

次に20ページの、クラブ活動参加規約につきましては、これから整備することとなりますが、21ページには、今後検討が必要となる項目についてお示しさせていただいたものとなっております。

最後に、資料の先頭1ページに戻りまして、各委員の皆様から出されました御意見について、要点をまとめておりますので、御覧いただきたいと思ひます。こちらでは、時間の関係から、主立った御意見を御説明させていただきたいと思ひます。多くは費用の問題、それと指導者に関することについて、多く御意見をいただいたような状況です。まず、費用の面につきましては、地域移行した場合、学校活動とは異なる活動ということで、新たな費用負担が発生することとなります。原則から申し上げれば、平日の部活動分と、休日分の部活動と、二重の費用負担が発生することから、地域移行していない部活よりも費用が多くかかることとなります。地域移行推進期間の今年から3年間につきましては、国などからの一定の補助も見込まれることから、できる限り費用負担で差が出ないように進めていければと考えているところですが、現状では、国などの補助については、まだ不透明な状況にござい

ます。今後の継続的な活動として考えた場合に、会費を自己負担なしで運営することは、現実的には困難であり、ただ一方で、全てを受益者負担とすることも難しいことであるということで、この問題については、国などの動向を踏まえ、引き続き協議が必要であるという意見が多く出されております。

次に指導者につきましては、今年度のモデル事業については、教員による兼職兼業での指導となっておりますが、地域クラブという特性からすれば、地域の様々な人が指導者として関わってもらうことも必要となります。今後の継続的な活動を考えれば、働き方改革の観点からも、教員だけに頼ることは限界があると思いますが、一方で、地域で運営に必要なだけの指導者を探し出すことも容易なことではございません。教員の中には、指導するのであれば、できれば自分が住んでいる地元で指導をしたいというような声もあるなど、状況は様々なところとなっております。また、指導者は、中学生を指導するわけでありますので、教員以外の場合には、競技の知識があれば誰でも構わないとは言えず、面談による選考や研修なども必要となるといった御意見もいただきました。

以上、主な内容となりますが、今後さらに多くの課題が出てくるものと考えています。今回の協議会でいただいた内容などを踏まえ、8月、9月に、生徒、保護者、教員など関係者にアンケートを行い、問題やニーズの把握に努め、事業を推進してまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

御報告ありがとうございました。最初の会議から、大変豊富な資料を用意されながら進められ、また課題が本当に多いものですから、大変な作業がこれからあるんだというふうなことを覚悟しながらの対応、本当にありがたいなと思います。私も様々な中学校関係の先生方とお話をすると、今、モデル事業として取手市で始めている2つの種目以外の種目の先生方も、今後どうなんだろうなという心配と、それから自分が対応しなくてもいいというような思いをしている先生もいるし、いや、俺はもっとやりたいんだという先生もいるし、それぞれに思いは少しずつ違ってきているんだなというふうな感じがいたします。私自身も、前にもちょっとお話ししましたが、子どもたちがきちんと、これから土日休日も安心して部活動に励めるというふうなことにつながることが大事だと思っていますので、そういう点でも、これからアンケートをとられるということでしたので、その辺の動向等についても御報告いただきながら、今後検討を進めていただければありがたいなと、そんな思いでいっぱいでございます。よろしく申し上げます。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございました。

豊島課長。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

御意見ありがとうございました。いろいろアンケートの結果についても、皆様のほうに御報告をさせていただきたいと思っております。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

この問題につきましてはまた順次、御報告をさせていただきますので、その都度御意見ちょうだいできればと思います。

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 22 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 22 の議事を終わります。

続いて報告 23、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件について、報告を笠井教育総合支援センター長お願いいたします。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

教育総合支援センターの笠井です。よろしく申し上げます。報告 23、いじめ防止策の取組状況に関して御報告いたします。

1、第 1 回取手市いじめ問題専門委員会についてです。6 月 30 日に、取手市いじめ問題専門委員会を実施しました。事務局から、いじめ事案・重大事態発生時の対応、いじめの認知について説明を行い、専門委員の先生方から御助言をいただきました。1 ページにあるような、各学校のいじめ防止基本方針の中にある、このいじめ事案・重大事態の発生フロー図について、見ていただくと分かるように非常に文字の情報が多過ぎて、もう少し文字の情報の整理、対応の流れを一目で分かるような明確なものにすることが大切であるというような御助言をいただきました。また、いじめの対応については、赤枠にされているように、これはあくまでも学校や教育委員会が理想としている流れである。でも、現在、このいじめについては、このような流れとならないような状況が増えていると。特に、事実の確認後、再度調査を行うような場合も想定したフロー図にしていくよう御助言をいただきました。

次に、重大事態の発生時、学校が主体となる調査を行う際の第三者の構成が問題となりました。センターでは、心理・福祉の専門家としてスクールカウンセラー・スーパーバイザーを考えていたんですが、専門委員会からは学校にかかわりがあるスクールカウンセラー・スーパーバイザーが外部の関係者なのか、それとも内部の関係者なのかがすごく曖昧ですということで、スクールカウンセラー・スーパーバイザーが第三者として適切なものかどうかを検討し、第三者の構成を明確なものにしていくよう御助言をいただきました。

最後に、2 ページにある取手市のいじめ調査票についてです。調査票をより確実な記録としていくためにも、この表にはないんですが、いじめを解消した日付、本人などからいじめの解消を確認したことの、確認の枠を入れるように御助言をいただきました。まだまだ、様々な部分で不十分があることがすごくよく分かり、専門委員の皆様から御助言をいただいたことをもとに改善を図り、適切な対応ができる体制づくりに努めてまいりたいと考えています。

続いて、2 の茨城県スクールロイヤー活用事業についてです。このスクールロイヤー活用事業は、いじめ問題への対策について、法務相談への指導助言、問題の未然防止のための教職員研修、いじめの予防教育などを行うために、茨城県教育委員会から委嘱された茨城県スクールロイヤーが各校に派遣されるものです。ここ数年、いじめ問題が増加、複雑化していることもあり、派遣の希望が非常に増えてい

る事業となっています。本市においても、多くの学校からスクールロイヤー活用事業の申込みがありました。今年度は、いじめ予防事業を、藤代南中、久賀小、藤代中の3校で実施しました。また、夏季休業中に、教職員向けの研修を六郷小の1校で実施する予定となっております。

続いて、3のいじめ対応に関する研修会についてです。放課後子どもクラブ支援員代表者会議において、クラブ支援員を対象に、いじめの対応についての研修を行いました。放課後子どもクラブは、様々な学年の児童が集まることから、学校での生活以上にいじめが起きる。原因も多岐にわたって、子ども同士のトラブルへの対応に対して、非常に難しさを感じている支援員が増えていると聞いています。放課後子どもクラブでのトラブルを未然に防止するための、子どもたちに対する教育、それとともにクラブの支援員による監視や、トラブルが起きた際の適切な対応が求められています。研修会では、いじめの定義やいじめ対応の実際について、センターから説明をいたしました。また、センターから、一つ提案として、小さなトラブルを大きな問題にしないための対応として、子どもを保護者に引き渡す前に、今日のクラブはどうだったと子どもたちに振り返らせ、保護者と一緒に確認するという対応も一ついいのではないかなということもセンターからも対応いたしました。いじめの問題は、学校においても対応が非常に難しい案件が増えています。今後、子ども青少年課と連携を図りながら、支援員がよりよい支援を行えるよう、サポートを行っていきたいと考えています。

いじめ防止策の取組状況に関する報告は以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

以上で説明は終わります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。いじめについて総合的に取り組んでいらっしゃる事がよく分かります。二、三、感想なんですけど、1番のフロー図のところで、②の情報収集や事実確認に戻る往還型の流れも入れるということで、とてもいいと思いますけど、事実確認はとても難しいので、こういうのをやりながら、その子どもとのかかわりや、子ども同士のトラブルを観察したときの教職員の記録のとり方というか、そういうのも勉強していけるといいなと思っています。私もいろいろ記録読ませていただいたり、こういう会議に関与した経験、何回かあるんですけど、もともと先生方がつくられた記録は、何か偉そうなこと言うようであれなんですけど、その子どもへの気持ちとか自分の見立ての部分が結構入っているので、何が事実で、何が先生のかかわりで、観察したことというのが割と見えにくかったりとか、この子はこういう子どもだという先生の考えが入ることもあって、事実として使うのがなかなか難しいことがあるんですね。例外は除いて、いじめに関しては先生方が裁判所に行って、こう観察しましたと証言する機会は極めてまれなので、先生方の記録や調査で話されたことが、ほぼ重要なデータになってしまうので、その辺も先生方は子どもとの関わりが忙しくて、記録が十分じゃないと、私も大学の教員で同じ立場で自分にも言い聞かせているんですけど、こういうことをやったよ、こういうことが起こったという記録をなるべく後で見ても説明できるような、クールに事実のところだけと、そういった自分の考えとかというのを分けて書く練習も

同時にやることも必要なのかなというふうに感じました。これが1点目です。

2つ目のスクールロイヤーを茨城県が派遣してくれることで、とてもいい制度だと思うんですけど、同時に先生方も子どもも社会科教育の一環だと思うんですが、法教育というか、本当に法律が何のためにあって、どう生活に関連しているかというのを一緒に勉強しないと、いじめに関する法律の条文だけ見ても、なかなか分からないので、そういうのも一緒に、釈迦に説法で勉強されていると思うんですが、一緒に保護者の人権をどう守るかとか、どう違う人と一緒に生きていくかみたいなのを含めて勉強できるといいなと思いました。

3つ目の、このいじめに関する研修会を子どもクラブでやられてるとするのはとてもいい試みで、ぜひ引き続きやっていただけたらと思います。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

笠井センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

石隈先生、貴重な御意見ありがとうございました。特に石隈先生が最初におっしゃっている、教員って、事実と自分の考えというのを同時に書いてしまう傾向があるので、その部分についてはセンターでもしっかり今後どう整理するかというのを研修しながら、学校のほうにも提供できるようにしていきたいと考えています。ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。先ほどの石隈委員の御発言のほうで、笠井センター長も今お話しいただいたことですが、これ、同じレベルのものを放課後子どもクラブの支援員の方々にもぜひお願いしたいと思います。先ほどの笠井センター長からの御報告にもありました、放課後子どもクラブ、様々な学年の児童が集まることから、学校生活以上にいじめが起きる原因も多岐にわたっているということで、起きる原因が多岐にわたるということは問題がさらに複雑化しやすい現状もあると思います。今の石隈委員がおっしゃったような、事実確認が一番難しいということで、先生方は教員になるための専門的な知識を身につけて、教員になっておられますが、放課後子どもクラブの支援員で働いていらっしゃる方々は、様々な御職業の経験があって、必ずしも教員が身につけている児童の発達であるとか児童心理であるとか、そういったものを身につけていらっしゃる方ばかりではないと思われます。ですので、さらに丁寧な研修と、また事実確認というのはどのようなものか、また石隈委員がおっしゃったように自分の考えと事実とを分けて記載することも大事なんだということ、そういったことを放課後子どもクラブの支援員の方も先生がたと同じレベルのものをお願いしたいなと思います。また同時に、1番のいじめ問題専門委員会にあって、重大事態・いじめ発見時の対応組織の中に、これはあくまで学校のものとお考えかもしれませんが、放課後子どもクラブで重大事態が発生したときには、どこに知らせるのかというフロー図をきちんとつくって、放課後子どもクラブのほうも運営していただきたいと思います。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

長塚課長。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

貴重な御意見ありがとうございました。まず1点目なんですけれども、放課後子どもクラブにおける、発達に関する研修というものは、先ほど教育長報告にもございました民間委託事業者との人材交流事業という中で、7月6日の日に認定心理士をお招きしまして、発達に課題のある児童に対しての対応、それから実例に関しても、各クラブで課題となっている、その支援に対しての質問状を送りまして、そちらへの対応や分析、そういったものを折り返しいただいていると。そして、それを今後のクラブの支援で生かすという取組を行っております。

それから、2点目としまして——失礼しました。すいません。2点目としまして、いじめ重大事態等が発生した際のフロー図というか、その対応マニュアルみたいなものを毎年、全ての放課後子どもクラブに配付しまして、重大事態、若しくはそういった事故、事件等が発生した際には、子ども青少年課、それから学校のほうにも連絡をするような仕組みをつくりまして、全てのクラブで共有しているところでございます。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

笠井センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

私たちも、子どもを育てるという立場と、そして同じ子どもクラブとしっかり連携を図っていかなきゃいけないなというふうに考えています。特に子ども、保護者が安心して子どもクラブで学べる、任せられる場所、そして何よりも支援員が安心して、より子どもたちとかかわれる場にするためには、今後も子ども青少年課としっかり連携を図った形で研修などを通して、このいじめを大きな問題にしないような体制づくりに努めてまいりたいと考えています。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。先ほど長塚課長のほうから、発達に問題を抱えた子どもたちへの研修はされているということでしたが、お伺いしたかったのは、必ずしもそういった子たちが、いじめに関わるとは限らない。つまり、抱えていない子どもたちもいじめ問題の当事者になってしまうというようなことですので、学校で起きた場合と、放課後子どもクラブで起きた場合の対応に差があってはならないのではないかと質問でした。できればというか、学校の先生方と同じレベルで、支援員の方々もいじめ問題に対応するだけのスキルを身につけていただきたいという希望でした。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

ありがとうございます。放課後子どもクラブの支援員が、学校の先生と同じレベルまでの、そういったノウハウを身につけるといことはなかなか難しいところもございます。現時点では、各種研修によるスキルアップ、それから学校との連携、こういったところで問題があった際に、児童の件について学校の担任の先生や教務主任、校長先生などと連携しながら、課題の解決に取り組んでいるところでございます。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

井橋部長。

○教育部長（井橋貞夫）

先ほど長塚課長が言ったように、放課後子どもクラブでも、いじめの対応について、支援員に学ばせるのは非常に重要だと考えていますが、教師と同じレベルまで

というのは非常に課題が多いと思います。櫻井委員が先ほどおっしゃった、事実確認、これがきちんとできるように、非常に重要だと考えますので、笠井センター長とも連携しながら、どういう形の研修がいいか、こういうことを最初に取り組んでいきたいと思っています。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。先ほど申し上げたように、本当に先生と同じレベルというのは今、部長がおっしゃったように、事実確認に対する齟齬があってはならないというような意味で申し上げたものです。また、放課後子どもクラブと学校の関係というのは、こういった教育委員会とか、そういった場において出席しているから、担当課のことであるとか仕組みであるとか理解しておりますが、一般の保護者の方々は、放課後子どもクラブが学校の校舎内にあることと、学校終わってからそこに行くことというようなそういった条件もあって、学校と一体のものと捉えていらっしゃる方がまだまだ多いかと思います。そういった中で、教育委員会としては、学校であったことと放課後子どもクラブであったことと、対応に開きが出てはいけないと思われまますので、今後ともよろしくお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 23 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 23 の議事を終わります。

次にその他に入ります。事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

事務局から、8月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について御報告いたします。令和5年8月予定行事報告表、本日現在のものがお配りされているかと思えます。8月の教育委員会定例会、8月24日の午前中を予定させていただいております。また、8月の教育委員会定例会に合わせまして、事務点検評価のほうも行いたいと思ひまして、今、調整のほうをしております。正式に決定いたしましたら、また御通知を差し上げますので御確認をよろしくをお願いいたします。事務局からは以上になります。

○教育長（伊藤 哲）

それでは、教育委員のほうから何かございましたら。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは、以上で本定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

令和5年第7回教育委員会定例会を閉会といたします。

午前 11 時 04 分閉会